

里親登録 しませんか

あなたの一歩が子供の未来を変える…

さまざまな事情により、自分の家庭で生活できない
子供たちがいます。

そんな子供たちを家族の一員として迎え入れ、
温かい愛情と家庭的な環境で育てていく、
児童福祉法に定められた制度が「里親制度」です。



埼玉県のマスコット「コバトン」

「里親制度」について詳しくは

お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せください。

お問合せ先一覧

中央児童相談所

〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1

048-775-4152

南児童相談所

〒333-0848 川口市芝下 1-1-56

048-262-4152

川越児童相談所

〒350-0838 川越市宮元町 33-1

049-223-4152

所沢児童相談所

〒359-0042 所沢市並木 1-9-2

04-2992-4152

熊谷児童相談所

〒360-0014 熊谷市箱田 5-12-1

048-521-4152

越谷児童相談所

〒343-0033 越谷市恩間 402-1

048-975-4152

草加児童相談所

〒340-0035 草加市西町 425-2

048-920-4152

さいたま市南部児童相談所

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎 4-4-10

048-711-2489

里親制度 ってなんだろう？



お住まいの地域を所管する児童相談所を確認できます。また、里親制度の紹介と里親の体験談を動画配信しています。ぜひ御覧ください。

埼玉県 里親入門講座

検索





もっとたくさんの里親家庭を！



さまざまな子供たちのために、さまざまな里親さんが求められています。

里親の種類

- ▶ **養育里親** 要保護児童^(※)を養育する里親

- ▶ **専門里親** 特に支援が必要な被虐待児などを養育する里親

- ▶ **養子縁組里親** 将来的に子供と法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親

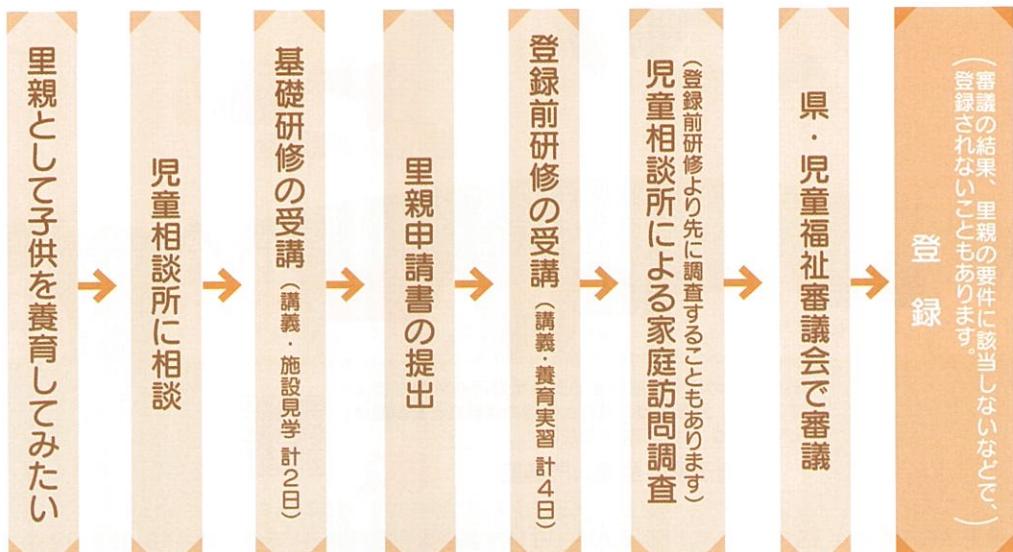
- ▶ **親族里親** 特別な理由で家庭養育が困難な親族の児童を養育する里親（扶養義務者）

※要保護児童とは…さまざまな理由により、自分の家庭で暮らすことができない子供のことをいいます。

里親になるためには、里親登録をする必要があります。

里親登録までの流れ

里親登録されるまでには、原則として次のような手続きがあります。
お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せ下さい。



里親になるための要件 次の要件を満たしていることが必要で、専門里親になるためにはこの要件に加えて別途要件があります。



- ▶ **経済的に困窮していないこと**

- ▶ **本人やその同居人が欠格事由^(※)に該当しないこと**

- ▶ **県が行う所定の研修を修了したこと**

※欠格事由とは…児童福祉法第34条の20に定められています。

里親登録された家庭に子供が家族の一員として加わるまで。

子供の紹介から委託まで

児童相談所は、子供の状況などを踏まえ登録された里親の中から候補を選びます。子供との交流の後、正式に子供の養育をお願いすることになります。

委託の検討

児童相談所が、里親委託が可能な子供にふさわしい里親との組合せを検討します。

紹介

児童相談所から里親へ委託候補の子供の状態などを説明します。

面会

紹介された里親は、委託候補の子供と面会を行います。

外出・外泊

子供が里親との時間に不安を感じなくなった段階で、子供との外出や外泊を行います。

委託

里親と子供との関係に問題がなければ、正式に委託します。

